

こちら診療所

所長 宮崎 武文

はじめまして。4月1日より赴任いたしました宮崎武文と申します。これから地域の皆様のお役に立てるよう精一杯頑張りますのでよろしく願います。

これまで消化器疾患を中心とした内科疾患一般、一般的な検査、処置等を学んできましたが、その中でも内視鏡検査、診断を得意としております。ただ、診療所のできることに限りがありますので診断、治療が遅れることのないよう、必要に応じた迅速な専門医療機関への紹介を心がけていきたいと思っております。

また、お子様のいるお宅へのお知らせですが見合されていた小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの接種が4月1日より再開されました。予約制となっておりますので接種を希望される場合には診療所へお問い合わせください。



〈整形外科外来のお知らせ〉
今月は13日と27日です。

〈休診のお知らせ〉

毎週火曜日の午後は研修のため休診とさせていただきます。
学校検診等のため一部午後の診療時間の変更となっております日がありますので予約なしで受診される場合には診療所へご確認ください。



思いやりのある良質で信頼される医療を目指して

～公立刈田総合病院紹介～ ☎ 25-2145

そこで行われる治療は、患者さまやそのご家族を中心に医師、看護師、理学療法士、作業療法士をはじめとする複数の専門職種で編制された“チーム”により包括的に進められる必要性があります。

回復期リハビリテーション病棟を潤滑に機能させるためには、チーム間の協力が最も重要と考えています。メンバーの意思疎通を図りながら、患者さまが一日も早く社会復帰できるようになることに、微力ではありますが貢献できるよう頑張りたいと思います。



新任医師紹介

リハビリテーションセンターリハビリテーション科
整形外科医師 渡辺 茂

3月15日付けで、公立刈田総合病院のリハビリテーション科に赴任いたしました渡辺茂です。

患者さまの社会復帰に向けた「リハビリテーション」に、積極的に取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4月に当院に開設しました「回復期リハビリテーション病棟」は、脳血管疾患または大腿骨頸部骨折などの患者さまに対して、ADL（日常生活動作）能力の向上を図ることにより「寝たきりの防止」と「家庭復帰」を目的としたリハビリを集中的に行うための病棟です。

お知らせ

税に関するお知らせ

5月は収納強化月間で、町では、町長を本部長とする滞納整理本部を設置しておりますが、5月は収納強化月間です。

平成22年度課税分の納税は、5月中に納めていただきます。と滞納とはなりませんので、まだ納付がお済みでない方は、早めの納付をお願いします。

一 夜間納税相談の実施

仕事などで、日中の納税相談が困難な方を対象とした「夜間納税相談」を開設します。相談は予約制で、個人の秘密は守られますので、ぜひ、ご利用下さい。

日時 5月12日(木)
13日(金)

午後6時から8時まで
場所 税務課会議室

受付 税務課へ事前に電話で
申し込み下さい。(予約制)

お問い合わせ 税務課
担当 菊地・岡

☎ 3712193

二 軽自動車税の減免

一定の障害等級以上の身体障害者または精神障害者の方が所有している軽自動車や、障害者と生計を一にしている方が所有している軽自動車でもつばらその障害者の通学(通所)・通院又は仕事のために使用する車両は、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

① 注意いただく点

① 普通自動車税(県税)の減免を受ける場合は、軽自動車税の減免は受けられません。

② 今年度の軽自動車税を納付された後は、減免の申請ができなくなります。

申請期限 5月24日(火)

※期限を過ぎますと減免は受けられません。

申請の際に必要なもの
身体障害者手帳、運転免許証、車検証、印鑑

お問い合わせ 税務課
担当 木村

☎ 3712193

行政相談委員に鈴木佳幸さん お気軽にご相談ください



鈴木 佳幸 氏

4月1日付けで総務大臣より行政相談委員に鈴木佳幸氏が委嘱されました。

行政相談委員は、国の仕事について、困っていること、要望することなどについて相談を受けることが主な役目です。相談は無料で秘密を守りますので、お気軽にご相談ください。

定例相談日 毎月第3木曜日
午前10時～午後3時
相談場所 七ヶ宿町開発センター

お問い合わせ

鈴木 佳幸氏(自宅)
☎ 3712654

東北地方太平洋沖地震による り災証明等の申請について

広報しちかしゆく4月号
でお知らせしました、り災証明等
の申請受付期間は次の

宮城県からのお知らせ

平成23年度の自動車税に関する特別措置

平成23年度の自動車税納税通知書の発送は、8月以降を予定しています。これに伴い、自動車税納税証明書(継続検査(構造等変更検査)用)の有効期限も延長して取り扱いますので、平成23年5月30日有効期限の納税証明書は引き続き大切に保管してください。また、身体障害者などの減免申請の期限も延長されます。

お問い合わせ

宮城県大河原県税事務所
☎ 0224-5313113

宮城県総務部税務課
☎ 022-211-2326